

# 中国早期公開特許の最新動向

アジア特許情報研究会 伊藤 徹男

## 抄録

中国の特許・実用新案出願が毎年、驚異的な伸びを示しており、2017年度だけでも300万件を超えるに至った。そのような中、中国特許においては2012年出願分以降「出願から6か月以内に公開」となる特許が急増し、2013年出願以降は全出願数の内、50%を超える出願が6か月以内に公開となっている。中国では出願が公開にならないと審査が始まらない、という制度があり（したがって、公開前登録というものは存在しない）、審査促進のために早期公開がなされているのかどうかなど、その目的が明確ではない。本稿では、出願から6か月以内公開特許を「超早期公開特許」と定義し、その実態を紹介した。

## 1. はじめに

中国の特許・実用新案出願が毎年、驚異的な伸びを示している。図1は中国特許庁（CNIPA）から公表されている特許、実用新案、意匠の出願推移である。「2017年専利統計年報」では、特許出願1,381,594件、実案1,687,593件、意匠628,658件と報告されている<sup>1)</sup>。

様々な報告の中で、USや日本の出願数と比較され、議論されている。日本の特許出願数は、2017

年は319,504件とされているが、特許だけでも中国とは100万件もの差があることになる<sup>2)</sup>。中国においては実用新案も特許と同様に権利行使される場合もあるので、特許だけでなく実用新案の調査、監視も見逃ごせないことを考えると2017年だけでも実に300万件を超えるものが対象となる。

中国特許庁では、毎月のように出願種別ごとに、また、内外国別（内国に於いては省別）に、あるいは大学、研究機関、企業別に様々な出願統計を「国家知識産権局統計年報」として発行しており、最近

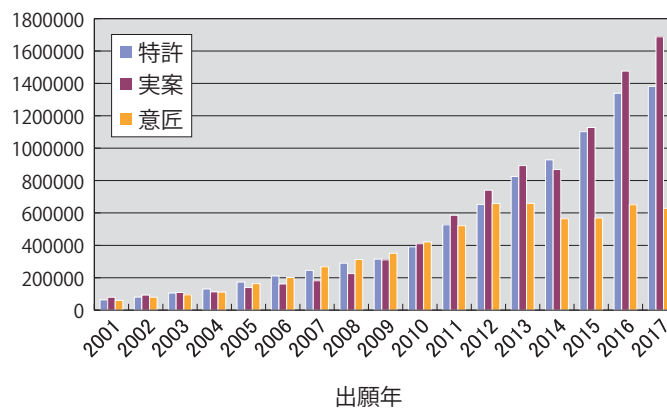


図1 中国特許出願推移<sup>1)</sup>

1) 2017年専利統計年報 <http://www.sipo.gov.cn/docs/20181019135307585336.pdf>

2) 特許出願等統計速報：[https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toukei/pdf/syutugan\\_toukei\\_sokuho/201712\\_sokuho.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toukei/pdf/syutugan_toukei_sokuho/201712_sokuho.pdf)

では、ピンイン表記も加えて外国人にも見やすい配慮もなされている<sup>3)</sup>。

出願トピックスについて解析を加えた「専利統計簡報」(言語は中国語のみではあるが)という簡易解析報告も公表しており、特定分野の出願動向などが紹介されて興味深い<sup>4)</sup>。

審査制度の面では、日本や欧米各国と異なり、中国では審査に入る前に出願が「公開」されていることが条件となっている(専利審査指南第2部分第8章(実体審査手続)には、「発明専利出願の公開及び実体審査段階に入る旨の通知書があること」とある<sup>5)</sup>)。

日本でも数こそ多くはないが、公開前に早期審査請求をして登録になるものも存在するが<sup>6)</sup>、中国では「公開」された後でないと審査が始まらないから「公開前登録」というものが存在しない。

また、出願人からの請求で審査が開始されることとは異なり、専利局自ら出願について実体審査の実施を決定した場合には、「局長が署名した通知書及び出願人に通知してある旨の記録があることを確認しなければならない」とされ、出願人の請求によらず審査を開始することができることも定められている。

このような中国の特許動向として「早期公開特許」という観点がある。もちろん、中国でも「特許は出願後18か月後に公開する」と定められているが(専利法34条)、早期公開請求などにより出願後18か月より前に公開される特許がある。

早期公開請求の根拠は、中国専利法実施細則46条に「国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。」とあり、18か月より前に公開される「早期公開特許」はこれに基づくものである。

本稿では、特に、出願から6か月以内に公開される特許を「超早期公開特許」と定義して、超早期公

開特許が審査の早期着手、ひいては早期権利化(登録)に結びついているかについて若干の考察を加えた。

審査促進のための方策としては、PPH(特許審査ハイウェイ)以外に、特定の条件の元、特定分野の出願について「優先審査制度」が設けられ(2012年)、2017年には本規定の改訂もあった<sup>7)</sup>。また、審査促進の一方法として「早期公開請求」がなされているか否かについては、2012年までの出願状況を下に考察したことがあるが<sup>8)</sup>、2012年以降、状況が大きく進展したこともあり、ここに改めて情報を整理することとした。

## 2. 中国の特許情報

超早期公開特許について議論する前に、中国特許情報の特異性について少し触れておきたい。

### 2-1. 中国特許出願推移と権利維持期間

前項で中国特許庁から公表された特許の出願推移について紹介したが、実際に出願された数値(出願数)を把握できるのは前記のような特許庁の統計データのみである。出願され、公開前に取下げられるもの(単なる自発取下げの他、国内優先権利用などによる自発取下げなど)もあり、公開されないこれらの情報を目にするにはできない。我々が情報として把握できるものはデータベースに収録された公開および登録情報のみである。

図2に中国特許庁からの出願数(出願件数)と中国特許庁傘下の中国知識産権出版社が運営するデータベース(CNIPR)から取得した公開数の推移を示した。中国特許庁が公表した出願数とデータベースから得られた公開数の差異が、出願されて取下げ、

3) 国家知識産権局統計情報 <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/index.htm>

4) 専利統計簡報 <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/zltjbb/index.htm>

5) 専利審査指南2010(日本語訳JETRO2010) [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf)  
中国特許審査指南2017改正について(王 パテント 2017) <https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/2877>  
2017年改正中国審査指南の解説(河野 2017) [http://knpt.com/contents/china\\_news/2017.03.02.pdf](http://knpt.com/contents/china_news/2017.03.02.pdf)

6) 日本特許出願の公開前における権利化の動向(正井 NII-Electronic Library Service)  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/randi/29/0/29\\_483/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/randi/29/0/29_483/_pdf/-char/ja)

7) 発明専利出願優先審査管理弁法(JETRO 2012) [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20120801.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20120801.pdf)  
専利優先審査管理弁法(JETRO 2017) [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170628.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170628.pdf)  
改正特許優先審査管理弁法の解説(河野 2017) [http://knpt.com/contents/china\\_news/2017.07.20.pdf](http://knpt.com/contents/china_news/2017.07.20.pdf)

8) 中国における早期公開・早期登録特許の実態(伊藤他 パテント 2014)  
[https://system.jpaa.or.jp/patents\\_files\\_old/201407/jpaapatent201407\\_079-085.pdf](https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201407/jpaapatent201407_079-085.pdf)

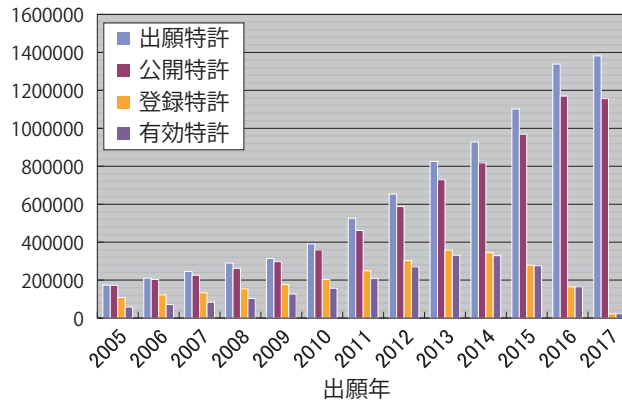


図2 公開特許、登録特許推移 (2018年11月末現在)

公開にならなかったものと見做すことができる。その乖離は2013年以降、次第に大きくなっており、2016年出願ではマイナス13%となっている。2017年出願では、その数こそ多くはないが、18か月以降公開分が少し積み上がるので議論できない。

図2には、登録数および維持年金を納めて権利を有する「有効特許」の推移も示した(2018年11月現在)。登録特許においては、審査を経て「登録(授權)」まで数年かかるものも多いので、出願年を基準にした登録推移は毎週のように積み上がる。また、出願～登録まで6年以上経過しているものは分割出願や審判を経て登録になったものなどが多い。2004年以降、内国出願およびPCT出願を合わせ毎年5000件前後の分割出願による登録がある。

このように単年度では膨大な出願をしている特許、実用新案であるが、のちに紹介するように登録になって年金も維持される有効なもの(いわゆる生

きているもの)は、大幅にその数を減らすことになる。中には「この請求の範囲を元に権利を取得するつもりであろうか」と思われるような出願も含まれる。一昔前の、出願するだけで補助金がもらえるような明細書の体をなさない出願や、先願とほとんど同一の出願をする、いわゆる「コピー出願」などもしばらく黙認されていたが、最近では「不浄出願」として、特にそれを助長している弁理士や事務所がやり玉に挙げられているが、一掃はできていないようである。

そしてそのような事実を把握することなく、単に膨大な出願数だけに目を奪われて右往左往する日本の調査担当者もいるようである。

登録特許の権利維持期間に関して、中国特許庁「専利統計簡報」で「登録になったものの権利維持期間が短い」ことが紹介されている(図3)<sup>9)</sup>。特に、中国国内からの特許出願の多くは維持年限10年以

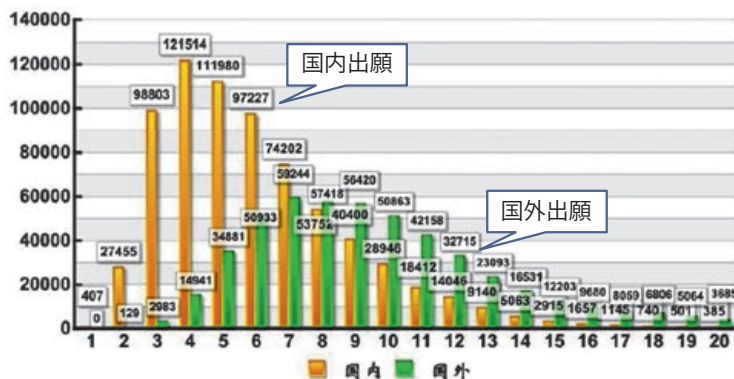


図3 登録特許の権利維持期間

9) 2013年中国有效專利年度報告 <http://www.sipo.gov.cn/docs/pub/old/tjxx/zltjtb/201509/P020150911515488879066.pdf>

下であり、外国からの出願の維持年限が10年以上の割合が多いことと対照的である。

したがって、図2の登録特許の推移からも明らかに驚異的な出願数とは裏腹に登録になり、権利維持されている、いわゆる「有効特許」は驚くほどの数ではないので権利行使の際に他社（者）の権利を侵害しているかどうかの調査（侵害予防調査）では、この生きているもののみを精査して把握すればよいことになる。もちろん、出願前の先行技術調査では全出願公開されたものが対象となるが、侵害予防調査ほどの精査はいらないので、場合によっては機械翻訳等によって英語に翻訳されたデータベースでも充分なこともある。

しかし、このような権利維持期間が短いという実情（実用新案においては国内出願がほとんどであり、権利維持期間も5年以下が多くを占める<sup>9)</sup>）に鑑み、中国特許庁は2015年に特許や実用新案を保有する特定の個人や小企業に対し、それまで3年間減免してきた年金期間を6年まで延長するという制度を、さらに2018年8月より年金減額期限を登録当年より10年まで延長する（10年間は維持年金を払わずに権利を維持することができる）という施策を打ち出した<sup>10)</sup>。

この施策に関しては、「出願人の誰もが享受できる」と勘違いされやすいが、以下の条件に合致する個人や小企業のみ適用があり、内国の中小企業やベンチャーをサポートするために設けられたものである。

特定の個人や小企業とは、

- ①個人で、前年度の月平均収入が3500元未満
- ②小企業で、前年度の企業納税額が30万元未満

従って、この施策が中国国内からの特許、実用新案の権利維持期間延伸にすぎさま結びつくものではないことは明らかである。

しかし、量から質への政策転換で新たなその他の補助金制度と共に積極的に出願人をサポートし、有効特許を「2020年には国民1万人当たり14件」まで引き上げるといった目標<sup>11)</sup>達成のための体制も徐々に整えつつあることは間違いない。

## 2-2. その他の中国独特の特許情報

### 1) 特許・実用新案重複出願制度

2001年出願から特許と実用新案の重複出願制度が開始された。当初は、同日出願でなくても同一出願人から同一の技術について新規性を損なわない範囲内（国内優先権主張の1年以内）であれば多少前後して出願しても認められたが、第3次法改正（2009年10月より発効）で同日出願でなければならないことが明確に定められた。

実用新案の進歩性要件が特許に比べて緩く、無効化のハードルも特許より高いとされているため、特許での権利化が難しそうな場合には、特実重複出願によって、まず実用新案で権利化を図るという出願戦略をとることもあるとされる。

特実重複出願に関する論考は多いので、ここではその要件など詳細には触れないが、最近の出願動向を示すに留める。図4に特実重複出願の推移を示した。

特許や実用新案の伸びに伴い、その実数も伸びているが、特実重複出願は2011年以降、特許出願のほぼ15%となっている。日本からの特実重複出願も2011年以降ほぼ300件前後で推移していたが、2015年、2016年では若干落ち込んでいる。

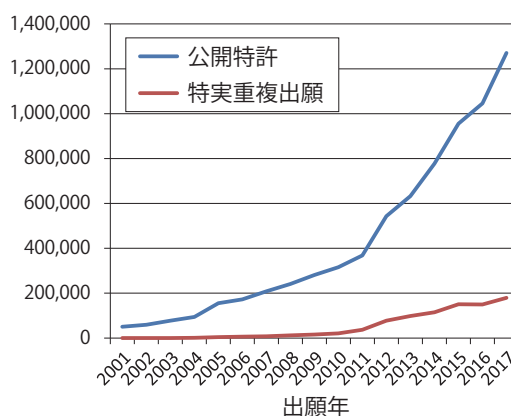


図4 特許・実用新案重複出願 (2018年11月末現在)

10) 專利費用減緩辦法 (2016) <https://baike.baidu.com/item/%E4%B8%93%E5%88%A9%E6%94%B6%E8%B4%B9%E5%87%8F%E7%BC%B4%E5%8A%9E%E6%B3%95/19871954>

11) 中国特許庁：2014—2020年知識産権戰略實施工作主要預期指標 [http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-01/04/content\\_9375.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-01/04/content_9375.htm)

## 2) 発明者未記載（不公告発明人）出願

中国の特許や実用新案公報に「発明者を明記しなくてもよい」、ということあまり知られていない。願書中にある「発明者を公開しない」という欄にチェックを入れると、発明者を公開しないようにすることができる。

法的根拠は審査指南第1部分第1章である<sup>12)</sup>。該当部分の日本語訳を以下に示す。

「発明者は専利局にその氏名を公開しないように申し出ることが可能である。専利出願の提出時、発明者の氏名の不公開を要請する場合、願書の「発明者」の欄に記載した発明者氏名の後に「(氏名を公開しない)」と明記しなければならない。氏名の不公開要請を提出した後に、審査を経て、規定に合致すると認められる場合、専利局は専利公報、専利出願単行本、専利単行本及び専利証書のいずれにも、その氏名を公開しない。そして、相応した位置で「氏名の不公開を要請」と明記しなければならない。発明者は再び氏名を公開するように申し出てはならない。専利出願を提出した後に、発明者の氏名の不公開を要請する場合、発明者が署名又は捺印した書面声明を提出しなければならないが、専利出願が公開準備段階に入った後に、当該請求を出した場合、請求を提出していないとみなし、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。」

中国における発明者未記載の出願は、2007年の出願特許を皮切りに、2012年以降、急激に増え始めている。発明者未記載出願の推移を図5に示した。実用新案より特許の方が圧倒的に多い。出願分野では、IPC Aセクションが若干多くなっている以外は特徴が見られない（2010～2018年公開特許全体のAセクションの割合は約17%であるが、発明者未記載出願では約30%となっている。）。

法人・個人の別では、2014年以降の特許で70%が法人、実用新案の80%が法人となっており、通常出願の割合とも大きな変化はない。また、そのほとんどは代理人事務所を利用しない、出願人自ら手続をした出願でもある。

発明者未記載出願の目的は何か、ということについては「ライバルメーカーから転職してきたばかりの

発明者による発明」であるとか、逆に「ライバルメーカーからの引き抜きを防止するため」とも囁かれているが定かではない。

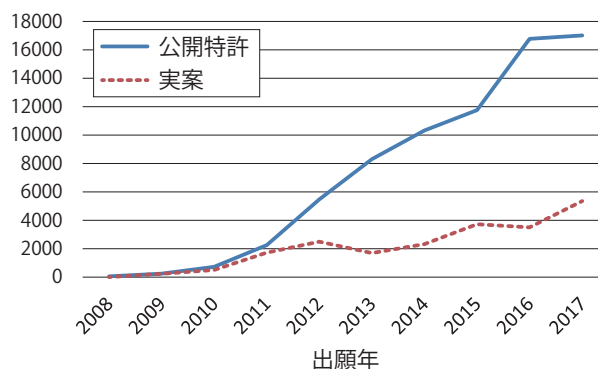


図5 発明者未記載出願の推移

## 3. 早期公開特許

上述したような様々で特異な情報を含む中国特許情報を前提に早期公開特許について議論したい。

### 3-1. 超早期公開特許の推移

出願から公開までの期間を6か月ごとに区切ってその推移を見たのが図6である。ここでは、月単位のカウント、つまり、1月に提出されたものが6月までに公開された場合を「出願から6か月」とカウントしている。本来は1日ごとにカウントし、1月1日に提出されたものが6月30日までに公開されたものを「出願から6か月」とカウントすべきであるが、多少大雑把な把握であることをお断りしておきたい。

図6で明らかなように、中国特許においては、2012年以降、出願から6か月以内に公開になるものが急増し、2013年以降は、全出願の50%以上が「出願から6か月以内公開」という異常な状況が続いている。さらに期間を細分化し、出願から1年以内の推移を見てみると、2012～2015年出願分の多くは出願から4～5か月で公開になっており、2016年以降でもその多くは出願から4～6か月で公開となっている（図7）。このような出願から6か月以内に公開になる特許を本稿では「超早期公開特許」と定義した。

日本特許でも出願から6か月以内に公開になるも

12) 専利審査指南 2010「4.1.2 発明者」(ジェトロ訳)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf)

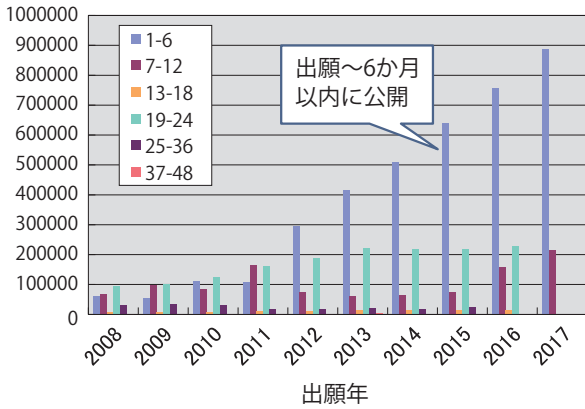


図6 中国超早期公開特許の推移 (6か月単位)

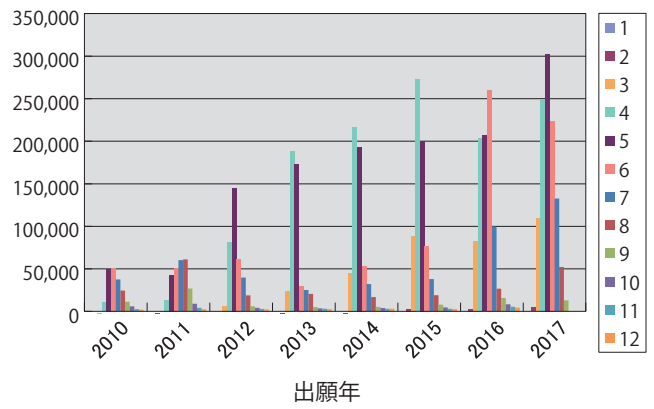


図7 中国超早期公開特許推移 (1か月単位)

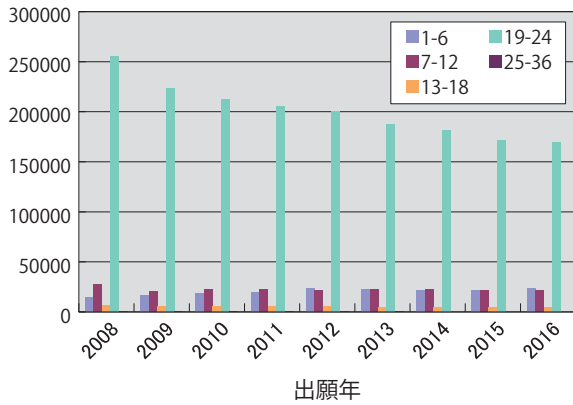


図8 日本公開特許推移 (6か月単位)

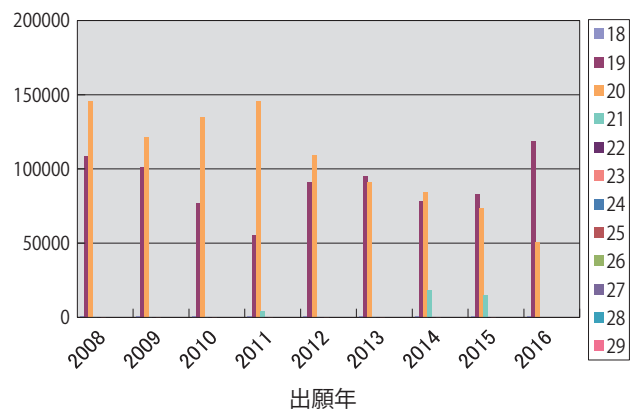


図9 日本公開特許推移 (1か月単位)

(図6～図9の凡例中の数字は、出願から公開までの月数)

のがない訳ではないが(2012～2016年出願ではいずれも全出願の8%程度である)、そのほとんどは18か月後の19～20か月に公開されている(図9)。

### 3-2. 超早期公開特許出願人ランキング

2016年出願数TOP20出願人の全公開数と超早期公開数から超早期公開率を算出したのが表1である(2016年出願分は、2018年11月時点ではその99%が公開となっている)。

2016年出願公開上位の中国石油化工(SINOPEC)、華為技術(Huawei)、中兴通讯(ZTE)や阿里巴巴(Alibaba)、三星電子(Samsung Electronics)などの超早期公開率は低く、積極的に早期公開請求をしていないことがわかる。したがって、超早期公開が年々増加傾向にはあるけれど、すべての出願人が早期公開請求をしている訳でもないことがわかる。

他方、早期公開請求をして超早期公開になったと考えられる多くの企業の超早期公開率はいずれも全出願の70%以上と非常に高い。

また、通常公開している上位3社中国石油化工

表1 公開特許出願ランキングと超早期公開率

	2016 出願	超早期公開	超早期公開率
国家电网	11,378	9,041	79%
中国石油化工	4,534	496	11%
華為技術	3,907	589	15%
中兴通讯股份	3,759	23	1%
广东欧珀移动通信	3,732	3,054	82%
京东方科技	3,672	3,379	92%
珠海格力电器	3,514	2,946	84%
美的集团	3,495	2,685	77%
浙江大学	3,466	2,870	83%
人民解放军	3,353	2,605	78%
小米科技	3,311	2,408	73%
广西大学	2,866	2,090	73%
阿里巴巴	2,863	59	2%
努比亚技术	2,801	2,005	72%
清华大学	2,784	2,189	79%
三星电子	2,678	130	5%
华南理工大学	2,618	2,247	86%
东南大学	2,608	2,303	88%
天津大学	2,505	1,974	79%
华星光电技术	2,477	2,324	94%

(SINOPEC)、华为技术 (Huawei)、中兴通讯 (ZTE) と早期公開している国家电网 (State Grid) を除く上位3社广东欧珀移动通信 (OPPO)、京东方科技 (BOE)、珠海格力电器 (Gree Electric) についての出願推移を示した (出願年基準)。

通常公開している3社の出願年基準での出願推移は2017年出願分が落ち込んでいるように見えるが、2018年11月現在では18か月後公開分がカウントされていないためにそのように見えるだけであり、データ比較の際には注意が必要である。出願データも毎週のように積み上がるので表やグラフでデータを示すには必ず「データ取得日」を表記する必要がある。

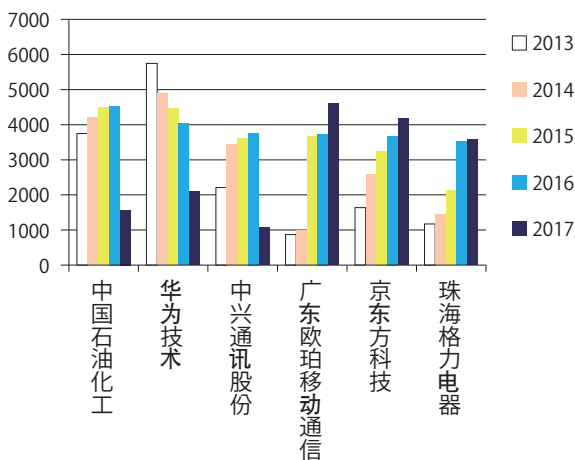


図10 出願数上位6社の出願推移 (2018年11月末現在)

次いで、超早期公開は内国出願人だけであるのか、という疑問も生じるので、外国出願人の超早期公開状況も見ておこう。早期公開特許のほとんどは中国内国からの出願であるが、わずかに外国からも出願されている (図11)。各年におけるTOP5出願人の実数を表2に示した。

2011~2013年までは微软 (Microsoft) が毎年100件以上の超早期公開特許を出願してTOPを占めてい

たが、Microsoftの全出願数も2016年以降は1000件未満となり、外国出願人TOPの座は三星电子 (Samsung Electronics) や阿里巴巴 (Alibaba) に譲っている。Alibabaは中国内国の出願人と見做されるが、本社をケイマン諸島にしているため外国出願人として扱われている。いずれも外国出願人の通常出願に対する超早期公開率は5%未満である。

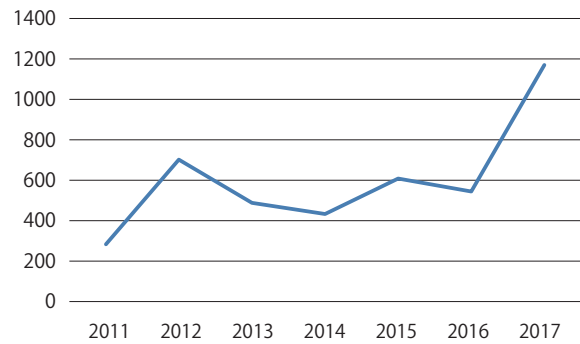


図11 外国出願人の超早期公開推移 (2018年11月末現在、出願年基準)

### 3-3. 超早期公開特許の分野別特徴

超早期公開出願をWIPO分類 (35分類) について調べ、分野によって有意差があるかどうかを見た。電気工学、機器、化学、機械工学、その他の5分野について2014年~2017年の全出願に対する超早期公開特許の割合を示したのが表3である。2017年全出願については前述のようにすべての出願が公開になっていないので考察の対象から外したが、参考情報として示した。そして、全公開数に対する超早期公開数の割合が70%以上のものをマークして示した。

その結果、化学分野の食品化学や機械工学分野の運輸において若干高い傾向を示した程度で特定の分野で超早期公開特許として出願されているものでもないことがわかった。

表2 超早期公開特許の外国出願人TOP5

2015出願		2016出願		2017出願	
三星电子 (KR)	185	三星电子 (KR)	130	阿里巴巴 (KY)	397
阿里巴巴 (KY)	38	瑞声科技 (SG)	77	瑞声科技 (SG)	294
掌赢信息 (US)	27	阿里巴巴 (KY)	59	三星电子 (KR)	128
威睿电通 (KY)	18	戴姆勒 (DE)	42	戴姆勒 (DE)	64
戴姆勒 (DE)	16	卓尔悦 (CH)	25	口碑控股	13

表3 WIPO分類別の超早期公開特許(2018年11月末現在)

分類	2014出願			2015出願			2016出願			2017出願		
	全公開	早期	比率	全公開	早期	比率	全公開	早期	比率	全公開	早期	比率
I-電気工学												
電気機械、電気装置、電気エネルギー	65,885	37,792	57%	75,853	47,055	62%	94,175	60,456	64%	93,628	69,167	74%
音響・映像技術	13,061	6,022	46%	15,010	8,370	56%	18,683	11,074	59%	19,295	14,393	75%
電気通信	28,802	13,508	47%	34,872	17,436	50%	42,497	23,240	55%	37,245	26,082	70%
デジタル通信	25,066	13,558	54%	28,061	14,996	53%	36,966	20,135	54%	35,351	24,899	70%
基本電子素子	4,754	2,303	48%	4,712	2,429	52%	5,236	2,562	49%	4,570	2,972	65%
コンピューターテクノロジー	59,767	33,782	57%	70,263	41,433	59%	91,521	51,363	56%	93,474	66,595	71%
ビジネス方法	10,719	6,848	64%	15,949	10,361	65%	25,653	15,303	60%	31,784	23,372	74%
半導体	20,666	7,748	37%	19,881	8,111	41%	23,127	10,012	43%	20,473	11,229	55%
II-機器												
光学機器	17,398	7,869	45%	19,512	9,738	50%	22,020	11,449	52%	19,996	13,848	69%
計測	54,662	37,524	69%	64,387	45,659	71%	80,965	52,881	65%	81,694	60,970	75%
生物材料分析	4,949	2,938	59%	6,176	3,915	63%	8,411	4,912	58%	7,551	5,601	74%
制御	24,159	15,188	63%	29,805	20,421	69%	39,604	26,927	68%	46,447	36,208	78%
医療機器	67,573	40,197	59%	82,557	54,154	66%	87,654	57,661	66%	71,298	58,844	83%
III-化学												
有機化学、化粧品	22,762	13,804	61%	25,828	16,349	63%	29,218	16,776	57%	25,522	20,717	81%
バイオテクノロジー	15,251	10,103	66%	18,424	13,069	71%	21,037	14,271	68%	18,989	15,726	83%
製薬	44,959	28,410	63%	51,918	36,385	70%	50,195	34,688	69%	33,032	27,716	84%
高分子化学、ポリマー	27,183	17,534	65%	31,698	21,824	69%	42,080	27,383	65%	35,091	27,924	80%
食品化学	44,123	31,783	72%	53,707	40,568	76%	61,217	44,101	72%	50,711	43,129	85%
基礎材料化学	45,675	31,228	68%	52,643	37,755	72%	68,828	44,535	65%	61,358	50,389	82%
無機材料、冶金	39,442	28,411	72%	42,837	31,614	74%	52,159	35,651	68%	49,665	40,082	81%
表面加工	20,771	12,432	60%	22,489	14,446	64%	28,444	17,651	62%	23,670	17,905	76%
マイクロ構造、ナノテクノロジー	3,532	2,423	69%	3,750	2,727	73%	4,765	3,252	68%	4,928	3,789	77%
化学工学	33,042	21,658	66%	41,116	28,079	68%	54,159	36,738	68%	67,574	55,286	82%
環境技術	23,862	16,554	69%	31,121	22,729	73%	41,719	30,703	74%	46,601	38,558	83%
IV-機械工学												
ハンドリング機械	27,389	17,256	63%	32,744	22,142	68%	43,224	29,944	69%	48,833	38,595	79%
機械加工器具	41,683	27,616	66%	47,658	34,326	72%	55,695	39,539	71%	65,765	53,077	81%
エンジン、ポンプ、タービン	18,171	8,760	48%	19,719	10,744	54%	23,608	13,484	57%	19,803	13,777	70%
繊維、製紙	17,104	10,956	64%	20,336	14,121	69%	25,476	16,899	66%	24,225	19,363	80%
その他の特殊機械	44,476	29,444	66%	55,907	39,827	71%	73,730	49,717	67%	84,408	69,344	82%
熱処理機構	18,868	11,714	62%	22,455	15,554	69%	22,455	19,504	87%	30,102	23,416	78%
機械部品	26,115	14,788	57%	28,350	17,206	61%	33,623	20,309	60%	31,239	23,474	75%
運輸	29,810	14,610	49%	23,474	19,399	83%	35,329	25,324	72%	47,866	31,920	67%
V-その他												
家具、ゲーム	18,676	9,658	52%	31,920	13,085	41%	22,845	17,857	78%	32,956	26,708	81%
その他の消費財	20,303	10,679	53%	26,708	13,098	49%	22,764	16,417	72%	24,540	19,312	79%
土木技術	34,668	24,161	70%	40,769	29,856	73%	52,615	38,843	74%	59,167	48,264	82%

### 3-4. 超早期公開特許の登録率

3-2. 項の出願人ランキングと同様に通常公開出願上位3社と超早期公開出願上位3社について、2013～2017年に公開された特許の登録率を比較したのが表4である。2018年11月現在の公開数に対する登録数を登録率として算出した。

その結果、明らかに通常公開特許に比べて超早期公開特許の登録が早くなっていることがわかる。尚、中兴通讯(ZTE)の2013年出願分の登録率が他の通常公開の中国石油化工(SINOPEC)、华为技术(Huawei)と比べて低くなっているが、ZTEの2011年出願分の登録率は61%、2012年分は57%となっ



ており、その理由は不明であるが、若干登録時期が遅くなっているようである。

超早期公開によって審査開始時期が早まっているかどうかのデータはないが、審査が早まり、登録時期も早まっているとみることができる。

表4 通常公開出願と超早期公開出願の登録率  
(2018年11月末現在、出願年基準)

	2013	2014	2015	2016	2017
中国石油化工	73%	59%	26%	4%	
華為技術	52%	33%	10%	1%	
中兴通讯股份	16%	2%	0%	0%	
广东欧珀移动通信		67%	60%	22%	0%
京東方科技		65%	52%	49%	2%
珠海格力電器		59%	50%	18%	2%

#### 4. まとめ

本稿では、中国における出願から6か月以内に公開になる特許を「超早期公開特許」と称して、その実態を紹介した。

##### 1) 超早期公開特許の出願推移

2013年出願以降は、全出願の50%以上が「出願から6か月以内公開」という状況が続いている。他方、日本特許では出願から6か月以内に公開になるものがない訳ではないが、そのほとんどは18か月後に公開されている。

##### 2) 超早期公開特許の出願人ランキング

では、そのような超早期公開出願はどのような出願人が実施しているのかどうかについて、2016年出願上位20出願人について調べたところ、必ずしもすべての出願人が早期公開請求をして出願している訳ではないこともわかった。2012年以降出願上位を占めている中国石油化工(SINOPEC)、華為技術(Huawei)などの全出願数に占める超早期公開率は10~15%程度である。

他方、2012年以降、超早期公開を積極的に実施していると考えられる京東方科技(BOE)の超早期公開率は92%と飛び抜けている他、2014年以降、毎年、10000件を超える出願をしている国家电网(State Grid)の2016年出願の超早期公開率も79%など、80%を超える上位出願人も多い。

##### 3) 超早期公開特許の分野別特徴

出願分野により超早期公開出願の偏りがあるのかどうか、WIPO分類(35分類)について2014~2016年出願を調べたところ、特定分野の出願が継続的に超早期公開率が高いという状況は見いだせなかった。

##### 4) 超早期公開特許の登録率

2016年出願上位の通常公開出願上位3社(中国石油化工(SINOPEC)、華為技術(Huawei)、中兴通讯(ZTE))と超早期公開出願上位3社(广东欧珀移动通信(OPPO)、京東方科技(BOE)、珠海格力電器(Gree Electric))について各出願年における公開数に対する登録数を登録率として調べると、明らかに通常公開特許に比べて超早期公開特許の登録が早くなっていることがわかった。

このことから出願から審査着手までの期間を算出をしていないが、早期公開請求をすることによって審査が早まっていることを窺い知ることができる。

5) 超早期公開特許がかなりの割合を占めている理由として次のような見方もある。

- ①近年、急速に訴訟環境が整備され、高額賠償が認められるようになり、競合メーカに自社出願動向を早期に知られてしまうというデメリットを無視して早期公開し、早期権利化を図っている。
- ②出願するだけでは補助金がもらえず、登録にならないと補助金がもらえない傾向が強くなっているため。

#### 謝辞：

本稿を著わすに当たり、中国特許制度の根拠条文や補助金制度などについて数々のアドバイスをいただきました北京銀龍知識産権代理有限公司の雙田飛鳥先生には大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

### profile

伊藤 徹男 (いとう てつお)

化学系会社(JSR)で主としてメディカル材料の研究に従事

2000年：同社知的財産部に所属、2009年定年退職

2004年～現在：日本知的財産協会で知財情報関係講師

2007～2009年：検索競技大会委員

2008年：アジア特許情報研究会設立

2010年～現在：三菱ケミカルリサーチ・客員研究員

趣味：刑事訴訟法(証拠法)の研究